

# 笠松町 被災動物救援マニュアル



令和7年3月

笠松町

# 目次

1	趣旨	P1
2	用語の定義	P1
3	組織	
	(1) 災害時の体系図	P2
	(2) 関係機関等連絡先	P2
4	平常時の対応	
	(1) ペットの飼育状況の把握	P3
	(2) 被災動物数の推定	P3
	(3) 笠松町の役割	P3
	(4) 飼い主の役割	P4
	(5) ペットを飼っていない人に対する啓発	P5
	(6) 笠松町以外の県内市町村が被災した場合の体制整備	P6
5	災害時の対応	
	(1) 笠松町の対応	P6
	(2) 飼い主の責務	P6
	(3) 避難所の責任者の責務	P7
	(4) 飼い主の会の設立	P7
6	付則	P7
	様式1 ペット飼育者台帳【笠松町避難所マニュアル 様式14】	P8
	様式2 避難所における飼育のルール	P9
	様式3 動物救護活動報告(要請)	P10
	様式4 逸走動物の搜索依頼受付簿	P11
	様式5 飼い主不明動物受付簿	P12
	様式6 動物応急医療要請等連絡先	P13

## 1 趣旨

このマニュアルは、近い将来、発生するとされる巨大地震やその他災害に備え、笠松町が平常時及び災害時の対応を決めておくことで、災害時に被災動物の救援活動が円滑に行われることを目的とします。

## 2 用語の定義

### (1) 対象動物

犬や猫等、一般の家庭で飼育されている愛玩動物（以下「ペット」という。）を対象とします。

### (2) 避難所

災害の危険性があり避難した町民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった町民等を一時的に滞在させることを目的に、町が指定するペット同行の避難が可能な施設のことです。

### (3) 岐阜県被災動物救援本部（以下「動物救援本部」という。）

災害発生時、円滑に動物救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するため、動物救援本部を岐阜県、(公社)岐阜県獣医師会、岐阜県動物愛護ネットワーク会議及び岐阜大学応用生物科学部で設置します。

### (4) 被災動物救護所

動物救援本部が被災状況に応じて、避難所、災害現場や県内保健所等の敷地内に設置・運営します。被災動物に関する救援活動を実施します。

### (5) ペット災害支援協議会

緊急災害発生時における被災ペット救護活動に対して、ペットフードやペット用品を支援するために、ペット関連4団体（(一社)ペットフード協会、(一社)日本ペット用品工業会、(一社)全国ペットフード・用品卸商協会、(一社)日本ペットサロン協会）により、令和元年11月に組織された協議会です。

### (6) 同行避難

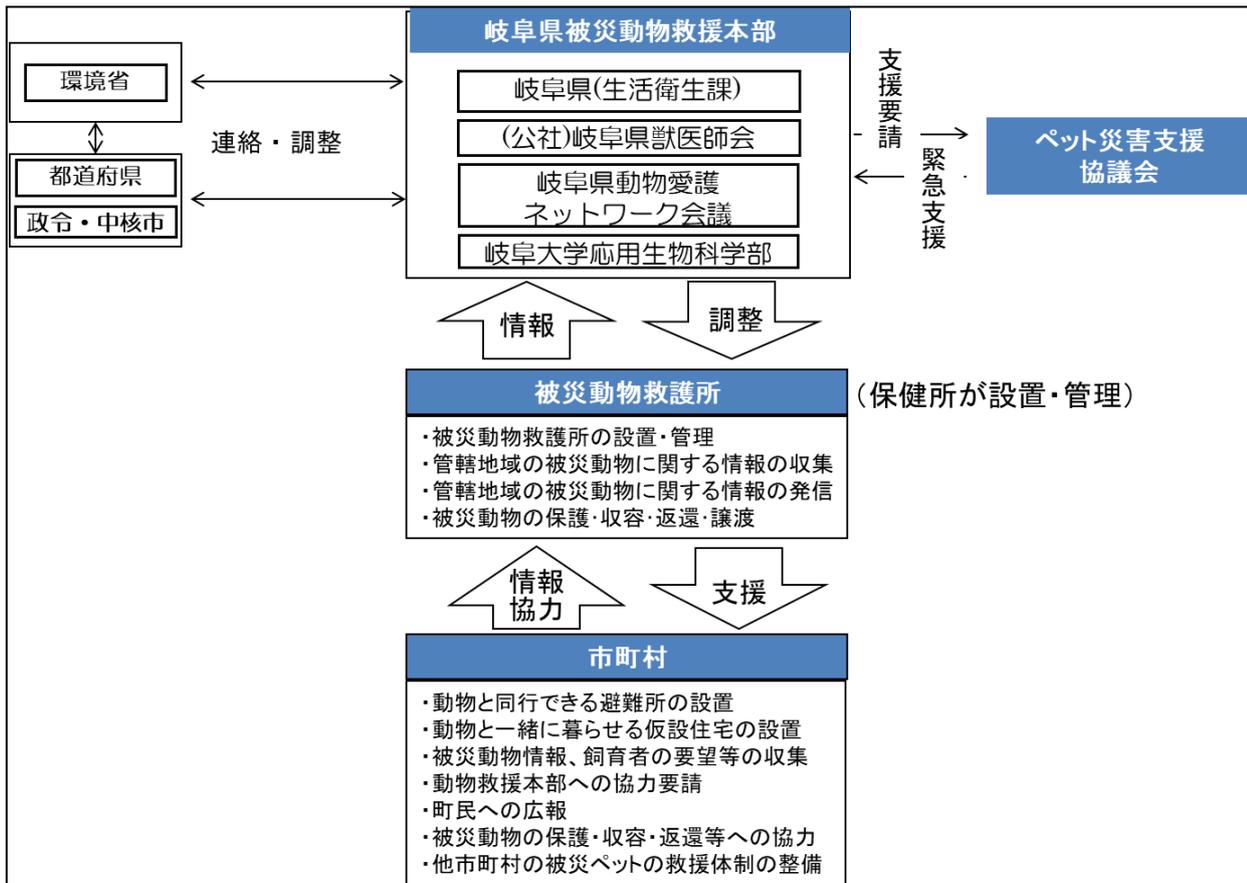
災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所等まで避難することを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼育することを意味するものではありません。

### (7) 飼い主の会

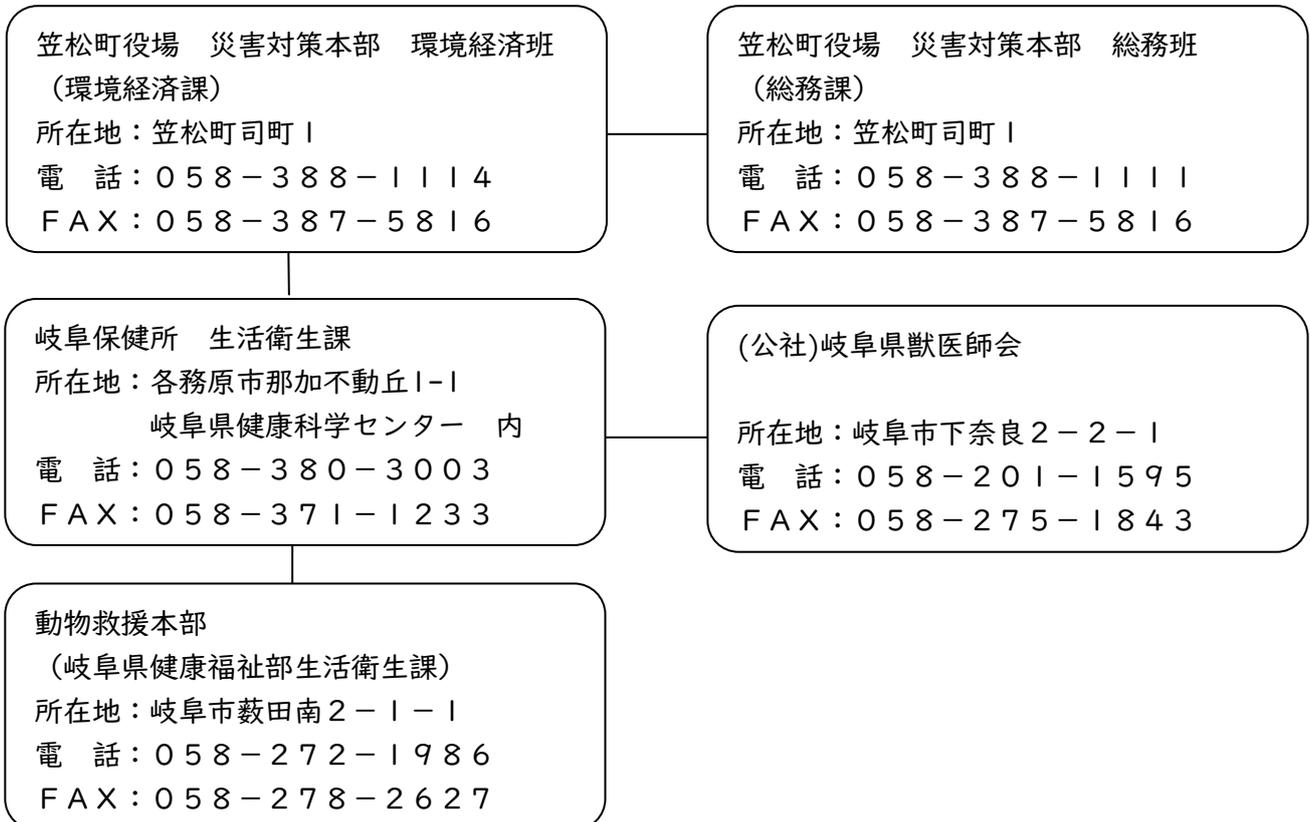
ペットの適正な管理を行うため、それぞれの避難所においてペットの飼い主全員を会員として設立する会のことです。

### 3 組織

#### (1) 災害時の体系図



#### (2) 関係機関等連絡先



## 4 平常時の対応

### (1) ペットの飼育状況の把握

#### 【飼育状況】

(R7年1月1日現在)

世帯数	種別	飼育頭数
9,561世帯	犬	1,147頭(登録数)
	猫	1,492頭(推計) ※

※猫の飼育頭数推計(ペットフード協会の猫の飼育頭数推計値より算出:令和6年12月現在)

全国の猫 9,155千頭

一世帯当たりの飼育頭数  $9,155千頭 / 58,789千世帯(全世帯) = 0.156頭/世帯$

笠松町(9,561世帯)の猫飼育頭数推計  $9,561 \times 0.156 = 1,492頭$

### (2) 被災動物数の推定

#### 【推定被災動物数】

(R7年1月1日現在)

世帯数 (A)	全半壊戸数 (B)	B/A	種類	飼育頭数 (C)	被災動物推定数 (B/A×C)
9,561世帯	3,081戸	0.323	犬	1,147頭(登録数)	371頭
			猫	1,492頭(推定数)	482頭

笠松町地域防災計画(令和5年修正)の想定最大被害値より推計。

### (3) 笠松町の役割

- ① 同行避難に対応するため、下記ペット同行避難対応避難所毎にペットの飼育場所を確保します。アレルギーや騒音及び衛生上の問題から、ペットは原則屋外でリードやケージ等を利用した飼育とします。

室内での飼育が必要なペットについては、ケージ等に入れたうえで、居住スペースから離れた別の部屋を確保し、避難者が同伴で生活することを検討します。

#### 【ペット同行避難対応避難所】

No.	名称	所在地	備考
1	笠松小学校	笠松町下新町87	屋外テント設置等
2	松枝小学校	笠松町長池642	屋外テント設置等
3	下羽栗小学校	笠松町中野227	屋外テント設置等
4	笠松中学校	笠松町弥生町1	屋外テント設置等

- ② 仮設住宅ではペット連れ入居ができるよう検討します。
- ③ ペットの飼育に必要なものは原則として飼い主が持参しますが、飼い主がケージやフード等を持参できない場合や、避難所生活が長期化し不足するような場合には、動物救援本部と調整し、確保するよう努めるものとします。

#### (4) 飼い主の役割

災害発生時においては人命が優先となります。そのため、被災動物への救援が直ちに行われないことが予想されます。また、避難所には動物と一緒に生活することを好まない人、またはできない人がいることを認識し、精神的な苦痛を与えないように配慮する必要があります。

飼い主の責任として、自らペットを守るために必要なことをまとめました。事前の備えとして確認やしつけ等を行うようにしましょう。

##### ① 飼い主が事前に確認しておく事項

###### ア 常備薬等の保管

災害発生時においては負傷動物が動物病院に集中することが予想され、また動物病院自体も被災する場合があります。普段から災害時における治療、薬の保管等について主治医とよく話し合っておきましょう。

###### イ 同行避難の検討

笠松町のペットと一緒に避難できる「同行避難」が可能な避難所は、ペット同行避難対応避難所となる小中学校です。

###### ・避難所では

犬の受け入れについては、狂犬病予防注射済票の提示が必要です。

ペットの飼育は飼い主の責任で行います。

ペットは原則屋外で、人とペットは別の場所で生活します。

食料やケージ等必要な資材を持参します。

飼育に伴う必要な作業（飼育場所の管理・清掃等）は飼い主が共同で行います。

###### ウ 分散避難の検討

災害時に必ず同行避難をしなければならないというわけではありません。親類、知人等、一時的にペットを預けられる場所をあらかじめ確保しておくことや、自宅が安全な状況で危機が迫っていない状況であれば、自宅にとどまり、ペットとともに在宅避難する等「分散避難」を検討しておくことも必要です。なお、避難所から通い、自宅の安全な場所で飼育する方法もあります。

##### ② 飼い主の明確化

室内飼育のペットにおいても地震等で倒壊した壁の隙間から外に出たり、パニックになり逃げ出したりして行方不明になった事例が報告されています。

ペットとはぐれた場合や、行政により保護された場合にその飼い主の発見を容易にするため、ペットの種類に応じて次のような措置を講じておきましょう。

###### ア 鑑札の装着

###### イ 首輪の装着

###### ウ 名札の装着（飼育者氏名、住所、電話番号等を記載）

###### エ マイクロチップの装着

### ③ 同行避難のための備蓄

災害発生時に同行避難するために、ペットの種類に応じて次のような防災（生活）用品を備蓄しておきましょう。

- ア ペットフード、水（5日分以上）、常備薬
- イ 食器（食事、飲み水用等）
- ウ 首輪、リード（ロングリードや伸びるものは不可）
- エ ケージ、キャリーバック等
- オ トイレ用品（ペットシート・ビニール袋・新聞紙、タオル等）
- カ ペットの特徴が分かる写真
- キ その他飼い主が必要とする用品

### ④ しつけ等普段からの取り組み

避難所において他人に迷惑をかけないようにするため、普段から次のことに取り組みましょう。

#### ア 衛生管理

常に清潔を保つとともに、決められた場所で排泄するよう習慣づけましょう。

#### イ ケージに慣らす

避難した場合は、ケージに入れられることが想定されるため、吠えたり、暴れたりしないように、普段からケージに慣れるようトレーニングを行いましょ

#### ウ しつけ

他の動物や見知らぬ人、突然の刺激等に驚かないようにするため、普段から人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができるよう十分なしつけを行いましょ

#### エ 避妊・去勢手術の検討

ペット同士の集団生活における摩擦を避けるため、また、計画のない繁殖を防止するため、避妊及び去勢手術を検討しましょ

#### オ 各種予防接種の実施

犬は、狂犬病予防注射を受けていない場合、伝染病が蔓延する可能性があるため、避難所では受け入れできません。なお、避難所での受け入れは、狂犬病予防注射済票の提示が必要です。飼い主は、登録及び狂犬病予防注射を確実に実施しましょ。また、各種混合ワクチンの接種を行う等ペット間あるいは人への感染症等のまん延を防ぐための措置を行いましょ

### (5) ペットを飼っていない人に対する啓発事項

- ① ペットの同行避難が可能な避難所を設置するので、避難所でペットが飼育されている場合があること。
- ② 避難所では居住スペースから離れた場所にペットの飼育場所を設け、ペット飼育者台帳を管理する等、災害時の被災動物対策を実施していること。
- ③ 仮設住宅はペット連れ入居を認める可能性があること。

- (6) 笠松町以外の県内市町村が被災した場合の体制整備  
ペット同伴避難者の受入を行うための体制整備を行います。

## 5 災害時の対応

### (1) 笠松町の対応

#### ① 飼育場所の設置

ア ペットの同行避難に対応するため、避難所ごとに居住スペースから少し離れた屋根のある屋外等に、ペット飼育場所を設けます（ペットはケージに入れるか、首輪を付けリードを柱に固定します）。

ペットの飼育場所は衛生面等を考慮して、原則屋外にて避難者と隔離した場所に設置します。

イ 飼育場所では、ペットを同一種類ごとにグループ分けします。

ウ 仮設住宅ではペット連れ入居ができるよう検討します。

#### ② 被災動物情報、飼い主の要望等の収集及び動物救援本部等への協力要請

ア ペット飼育者台帳 【様式1】 ※笠松町避難所運営マニュアル 様式14

イ 避難所における飼育のルール 【様式2】

ウ 動物救護活動報告（要請） 【様式3】

エ 逸走動物の捜索依頼受付簿 【様式4】

オ 飼い主不明動物受付簿 【様式5】

カ 動物応急医療要請等連絡先 【様式6】

#### ③ 避難者等への掲示板等による被災動物に関する広報

ア ペット同行避難対応避難所の周知

イ 動物救援本部からの連絡事項等

#### ④ 岐阜県が行う被災動物の保護、収容、返還等への協力

ア 飼い主不明動物の一時保護

イ 岐阜県が飼い主不明動物を保健所等動物収容施設等に移送する場合は、逸走、咬傷事故防止対策に協力します。

ウ 保健所等動物収容施設等に保護・収容した飼い主不明動物について、避難所などに設置した掲示板等を利用して、飼い主の探索や情報発信を行います。

#### ⑤ 笠松町以外の県内市町村が被災した場合の協力体制の整備

ペット同行避難者の受入れを検討します。

### (2) 飼い主の責務

#### ① 飼い主は、災害発生時にペットと共に避難所へ避難する場合、次の事項を実施します。

ア ケージ、リード、ペットフード及び飲料水等の備蓄品を持参します。

イ 疾病を有するペットは、その病歴、治療経過のメモ等を携行します。

- ② 飼い主は、ペットと共に避難所へ避難した場合は、避難所において円滑な共同生活ができるよう次の事項を遵守します。
    - ア 避難所においては、飼い主が責任をもって飼育することが原則です。
    - イ 動物と一緒に生活することを好まない人、または、できない人がいることを認識し、精神的な苦痛を与えないように配慮します。
    - ウ 散歩時等の糞尿等は、飼い主が責任をもって適切に処理します。
  - ③ ペットの飼育に関し、避難所の責任者の指示に従います。
  - ④ 避難所とは別の場所で飼育する場合は、その場所の管理者の指示に従います。
- (3) 避難所の責任者の責務
- ① 避難所の責任者は、ペットの適正な管理を推進し避難所における円滑な運営を図るため、避難者の申し出によりペット飼育者台帳【様式1】を整備し、同行避難者の「飼い主の住所及び氏名、ペットの種類、性別、名前、特徴等」を把握します。
  - ② 避難所の責任者は、避難所におけるペットに関する飼育ルール【様式2】を基本とし、飼い主にルール順守を徹底してもらいます。
- (4) 飼い主の会の設立
- ① ペットの飼い主全員を会員として、避難所でのペットの適正な管理を行うために運営します。
  - ② 飼い主の会は、次の活動を実施します。
    - ア 飼育ルール等により、避難所内でのペットの適正な飼育に努めます。
    - イ 避難所内及び避難所周辺におけるペットに係る衛生管理に努めます。
    - ウ ペットを飼っていない人に対して、避難所においてペットと共に生活することについて理解してもらいます。
    - エ 避難所の責任者との連携を図ります。
    - オ 避難所におけるペットの飼育に不都合が生じた場合は、会員により協議・対応し、必要に応じて【様式3】により町災害対策本部の生活支援班へ要請します。
    - カ 飼い主不明動物を一時保護する場合、会員による適正な飼育に努めます。

## 6 付則

本マニュアルは必要に応じ見直しを行うものとする。

# ペット飼育者台帳

No. \_\_\_\_\_

避難所名 \_\_\_\_\_

	飼育者について	ペットの種類	ペットの名前	性別	大きさ	毛色	入所日	退所日	備考(ワクチン接種の有無等)
①	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								
②	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								
③	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								
④	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑤	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑥	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑦	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑧	氏名			オス ・ メス			/	/	
	住所								
	TEL								

特記事項 (避難者からの苦情、トラブル、衛生環境等)

## 避難所における飼育のルール

### 飼い主の皆様へ

避難所で人とペットが気持ちよく共同生活を送れるように、次のことを守ってください。

- ①避難所に同行できるペットは犬・猫等一般の家庭で飼育できる動物です。  
犬の受け入れについては、狂犬病予防注射済票の提示が必要です。
- ②ペットは指定された場所で、ケージ（オリ）に入れるか、伸びない短いリード等で支柱につなぎとめて飼育しましょう。  
ケージの置き場所・つなぎとめる場所は、避難所の指示に従ってください。
- ③ペットを避難所屋内に入れしないでください。
- ④ペットの飼育は飼い主が全責任を持って行いましょう。  
（えさやり、後片付け、ペットの体やケージ等周辺の清掃・消毒等）
- ⑤排泄は「動物トイレ」に指定した場所でさせ、必ず後始末をしましょう。
- ⑥ペットによる苦情・被害防止に努めましょう。
- ⑦避難所のペットの生活を維持するため、皆様が協同で行う作業がありますのでご協力ください。
  - ・飼育場所全体、周辺区域の掃除・消毒
  - ・ごみ・汚物の処理
  - ・救援物資の搬入・仕分け・配分等
- ⑧ペットの飼育に必要なゲージ等の資機材やペットフード等の食料は、笠松町では備蓄していません。救援物資が届くまでの間は飼い主がそれぞれ持ち寄ってください。
- ⑨避難所には、一時保護された飼い主不明動物も収容されます。この動物たちの世話を飼い主の皆様で協力して行っていただくことをお願いいたします。

( \_\_\_\_\_ ) 避難所 動物救護活動報告 (要請)

月 日 時現在

活 動 従 事 者	所 属 等		人 数		人員補充等の要請			
	動物救護部		人		(要請理由・人数等)			
	飼 い 主		人					
	ボランティア		人					
			人					
収 容 動 物	事 由	種 類	現 在 数		特 記 事 項			
		同行動物	犬					
			猫					
	その他							
	飼い主 不 明	犬						
		猫						
その他								
要 補 充 物 資	品 名		数 量	備 考	品 名	数 量	備 考	
そ の 他	(物資補充以外の要請事項・特に報告すべき事項等)							
	【動物間の感染症が発生した場合の記入欄】							
	_____							
	【死亡した動物があった場合の記入欄】							

笠松町役場 (災害対策本部 環境経済班)  
 電話：058-388-1114  
 FAX：058-387-5816

## 逸走動物の搜索依頼受付簿

No. :

届出日： 月 日 ( )	避難所、その他 ( )
届出時間： 時 分	記入者
届出者	住所：
	名前： 電話 ( ) -
逸走動物の情報	逸走日時： 月 日 ( ) 時 分
	逸走場所：
	種類：犬[鑑札(有・無)、注射済票(有・無)] 猫・その他 ( )
	特徴：種類 ( / 雑種 ) 愛称 ( ) 性別 ( オス / メス ) 年齢 ( ) 大きさ ( kg ) 毛色 ( ) 毛の長さ ( ) 首輪 ( ) 耳型 ( ) その他の特徴 ( )
	※ 鑑札番号 _____ ※ 注射済番号 _____
	※ マイクロチップ番号 _____
	保健所へ情報提供
結果	発見日時： 月 日 ( ) 時 分
	発見場所：
	措置： ① 所有者へ返還      ② 保健所が保護 ③ その他 ( )
	保護場所：
	保護期間： 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
	その他：死亡確認 ( 月 日 ) その他 ( )

## 飼い主不明動物受付簿

(飼い主不明動物の受付を行い、ケージ等を使用して保護する)

No. :

届出日： 月 日 ( )	避難所、その他 ( )
届出時間： 時 分	記入者：
届出者	住所：
	氏名： 電話
保護動物の情報	保護日時： 月 日 ( ) 時 分
	保護場所：
	種類：犬 [鑑札(有・無)、注射済票(有・無)] 猫・その他 ( )
	特徴：種類 ( / 雑種 ) 愛称 ( ) 性別 ( オス / メス ) 年齢 ( ) 大きさ ( kg ) 毛色 ( ) 毛の長さ ( ) 首輪 ( ) 耳型 ( ) その他の特徴 ( )
	※ 鑑札番号 _____ ※ 注射済番号 _____
	※ マイクロチップ番号 _____
保健所へ 情報提供	岐阜保健所 月 日 ( ) 時 分
逸走届出との照合：① 月 日現在 ② 月 日現在 ③ 月 日現在 ④ 月 日現在	
收容場所	場所：
	期間： 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
措置結果：	

## 動物応急医療要請等連絡

